

平成25年 2月 8日

被保険者各位

富士通健康保険組合

年金受給開始年齢引き上げに伴う特例退職者医療制度の加入年齢の変更について（ご案内）

さて、掲記の件につきましては、公的年金制度の改正により、老齢厚生年金の受給開始年齢が、平成25年4月より段階的に引きあげられることとなりました。

この制度改正に伴い、老齢厚生年金の受給開始年齢に達しない方につきましては、健保の特例退職者医療制度（以下、特退）の加入条件のひとつであります「**特別支給の老齢厚生年金または老齢厚生年金の受給権がある方**」に該当しなくなりますので、60歳から特退へ加入ができなくなります。

つきましては、本レポートをご一読のうえ、退職後についてご検討くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 特退加入条件（従来通り）

- ①当健康保険組合における被保険者期間（加入期間）が20年以上
または、40歳以降の期間が10年以上ある方
- ②他の健康保険組合に加入していない方
- ③特別支給の老齢厚生年金または、老齢厚生年金の受給権がある方
- ④後期高齢者医療制度の適用を受けていない方

2. 公的年金制度改正に伴う変更内容

老齢厚生年金の受給開始年齢が引き上げられます。（1項③）

このため、昭和28年4月2日生まれの男性（平成25年4月2日以降に60歳とされる男性）から、特退に加入できる年齢が61歳となります。（現状は60歳から加入）

注）女性については、老齢厚生年金の受給開始年齢が、5年遅れでの引き上げとなるため、当面は、60歳から特退へ加入することができます。

■特退加入年齢早見表

生 年 月 日	年金受給開始年齢 (特退加入可能年齢)	
	男 性	女 性
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれ	60歳	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれ	61歳	60歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれ	62歳	60歳
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれ	63歳	60歳
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれ	63歳	61歳
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生まれ	64歳	61歳
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれ	64歳	62歳
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生まれ	65歳	62歳
昭和37年4月2日～昭和39年4月1日生まれ	65歳	63歳
昭和39年4月2日～昭和41年4月1日生まれ	65歳	64歳
昭和41年4月2日以降	65歳	65歳

3. 特退加入までの期間の健康保険について

定年退職後、特退加入までの期間は、当健康保険組合の①任意継続被保険者制度（以下、任継）への加入、または②国民健康保険（以下、国保）への加入が必要となります。

また、定年退職後③再就職で社会保険に加入した場合は、再就職先を退職後特退へ加入することができます。

■退職後の選択肢と内容

①任継へ加入後（最長2年）特退へ移行、または、年金受給開始年齢時（誕生日）に特退へ移行する。

任継加入条件等の詳細につきましては、富士通健康保険組合ホームページをご覧ください。

②国保へ加入し、年金受給開始年齢時（誕生日）に特退へ移行する。

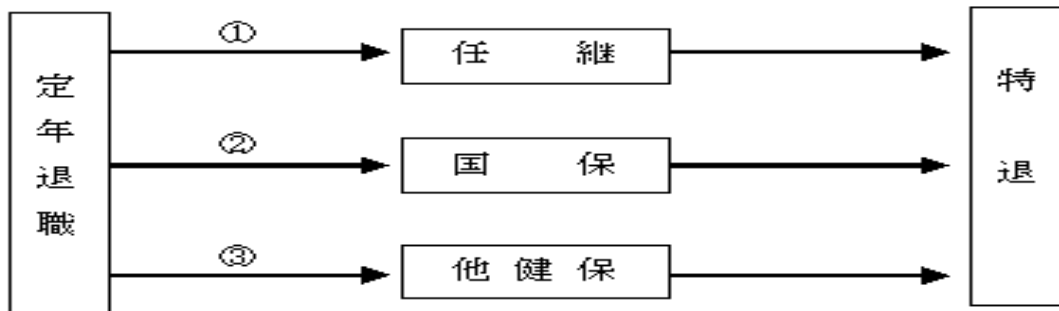
注）年金受給開始年齢以降に国保を継続した場合、原則、特退への移行はできませんが移行期間として、**3ヶ月以内**であれば加入することができます。

ただし、国保の喪失日は誕生日まで遡りいたします。また、国保加入後の特退への移行等のご案内、事前通知等は実施いたしません。（本人からの届出が必要）

③定年退職後、他企業へ就職、退職後特退へ移行する。

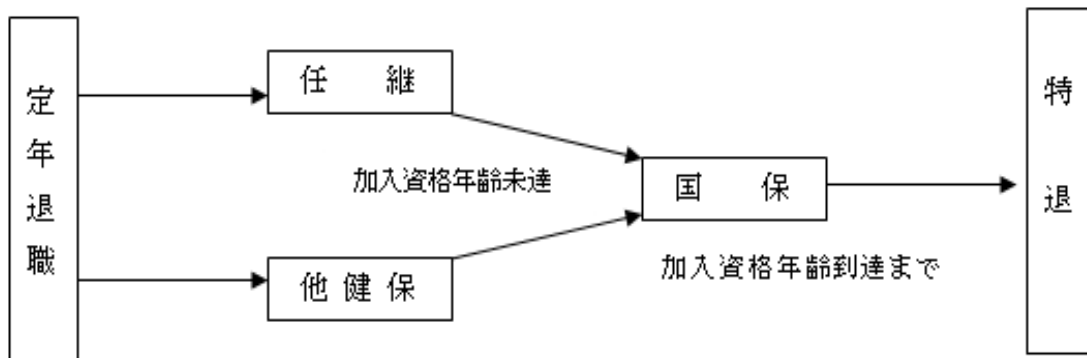
注）他健保からの移行の場合は、退職日等が決まりましたら、すみやかに健保までご連絡ください。

【退職後の通常の流れ】



注) 定年退職後に任継（最長2年）または、再就職により他健保に加入し、任継の期間満了または他健保を脱退（退職後）しても特退加入資格年齢に到達しない場合は、加入資格年齢到達まで国保へ加入し待機（つなぎ期間）が必要となります。（下記図参照）

【年齢が到達しない場合】



4. その他

老齢厚生年金は、60歳に繰上げて受給することが可能となっております。その場合、60歳時に特退加入が可能となりますが、繰上げて受給をする場合は、年金受給額が減額となること、および障害年金の受給権を放棄することとなりますので、年金基金等へ相談のうえ、ご対応ください。

以上